広　報　資　料
令和８年11月６日
警　察　庁

企業等を対象とする高度な技術を悪用した不正アクセス行為に起因する大規模な個人情報等の流出事案に係る警察庁長官の指示について

１　広報の概要

令和８年１月１日以降に被害が確認されている、企業等を対象とする高度な技術を悪用した不正アクセス行為に起因する大規模な個人情報等の流出事案に関し、警察法第61条の３に基づき、警察庁長官の指示を行ったもの。

なお、「サイバーセキュリティ緊急対策パッケージ」（別紙）においても、「オール・ジャパンの捜査の推進」との記載が盛り込まれているところ。

２　主な指示の内容

・　関東管区警察局及び各都道府県警察において、合同で捜査を遂行する。
・　合同捜査本部を関東管区警察局サイバー特別捜査部に設置し、必要な指揮を関東管区警察局サイバー特別捜査部長に行わせる。

３　参考

前記事案に係る警察庁長官の指示のほか、同日、ＧＭＯインターネット株式会社に対する不正アクセス禁止法違反事案に関し、合同捜査本部を警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課に設置し、必要な指揮を警視庁生活安全部長に行わせること等を内容とする、警察法第61条の３に基づく警察庁長官の指示を行ったもの。